

知的財産権における「類型化」論理

Theoretical research on type of Intellectual property rights

陳 勝

中国福州大学

(2012 年 9 月 29 日 受理)

はじめに

経済がグローバル化するにつれて、経済と緊密に結び付く知的財産権の保護は、世界各国にとって極めて重要な課題になっている。中国は、WTO に加盟した 2001 年以降、WTO が要請する三本柱の一つ¹である「知的財産権の保護」に努め、かなりの成果を取っているものの、なお樂觀を許すことはできない。それは、中国国民の中に、「他人の金銭財物を盗むと恥をかく」という教訓を知らない者はまずいないが、偽物や海賊版等を製造したり販売したり購入することが他人の生み出した知的財産を盗む行為であり違法なことであることをあまり認識していない者が少なからず存在する²からである。

知的財産権は、社会経済発展による産物であるから、一般の国民にはその仕組みが分かりにくいかもしれない。多くの国民に実務経験と同じよう理論上の研究をもっと重視させ知的財産権のことをより認識してもらうためには、まずその権利がどのようなものを明確にしておく必要がある³。

本稿では、知的財産権が、法で守られる「権利」であること、著作権、商標権及び特許権に大別されること⁴を述べたうえで、これら

の権利が法律でどのように保護されているか、その理論的根拠は何かを理論的に明らかにすることとしたい。これによって、国民の知的財産権に対する認識を更に高め、これら権利を保護する必要性がより認識されるようになれば幸いである⁵。

一、 知的財産の無形価値

どんな事物でも、理論的基礎を積み重ねによって発展してきた経緯があるが、知的財産権の領域で同じであると考えられる。そこで、以下、まず知的財産権の基礎にある「知的財産」について、その性質と淵源に遡って究明することにする。これが、本研究の前提及び基礎である。

知的財産は、非常に複雑な事物であり、豊富な内容を含んでいる。中国では、学術上、知的財産に対し、知的「物」は財産であり、無形財産であるという抽象的な定義が与えられた。つまり、伝統的な「有形」の財産とは明らかに別の「無形」の財産であるという定義が示されたのである⁶。

知的財産は「無形」という特性によって神秘的なものあるいは不確定なものと印象付けられている。つまり、知的財産は、どのよう

な価値があるかが見えず、触れることもできない。そのため、「それを盗んでも罪とは思わない」という、前述のような異常な現象が起きるのであろう。つまり、知的財産は、精神活動の成果であり、財産が無形であるため、それに対して適正な評価ができず、その価値は低いと認識されてしまうのかもしれない。

時代の変化に伴って、今日の社会経済は、伝統的な農工商を営む方式から、高いレベルの科学技術や情報を活用する「現代知識」⁷ 社会へと転換していく。このような「現代知識」は、「無形」財産が重要な意味を持つようになる。すなわち、財産の価値は「有形」なものから「無形」なものに転換していくようになる。

知的財産における「無形」価値は既に人々の生活に深く染み込んでいる現状から、筆者は、知的財産に関する理論の淵源について、知的財産権を外して論じても意味がないと考えている。知的財産が知的財産権の核心にある内容であり、実質上の保護の目的物あるいは対象になることに間違いはないと考えるからである。

二、 知的財産権の形成及び成長

知的財産は、現代の法律意識の下で誕生した専門用語である。知的財産は、「無形」財産であると同時に、重要な「精神的」財産である。知的財産が「財産」であるならば、どんな時代であっても、それを占有又は保護しようとするのが人間の「本性」⁸ である。

(一) 心理現象にみる萌芽

この「本性」は人間が本来持っている「欲」(いわゆる「心理現象」)であり、自らの重要な「物」であればあるいは自分にとって一定価値があるならば必ずその「物」を占有、保護及び利用しようとする。このような「欲」は、全ての人間が自己の意思に基づく行為によって痕跡をとどめようとする心理現象であると考えられる⁹。当然、「知的財産」に関わる心理現象の形成は一定の発展過程を必要と

する。

「知的財産権」という法的意味での専門用語の時代からすれば、それ以前は「知的財産の無意識時代」といえよう(図解1参照)。封建社会(特に西欧封建社会の中初期¹⁰)では、知的財産はその統治集団が掌握する特権によって占有、保護及び利用されていた¹¹が、これもその社会を統治する「人」の欲に基づくものではあるが、現在の「知的財産権」とは根本的な違いがあろう。すなわち、この封建社会では「知的財産権」の保護に関する明確な意義が認識されていなかったと考えられる。なお、封建社会における特権による知的成果の独占を「知的財産権」発展の第一段階と見なす見解もある¹²が、筆者は、この時代は、仮に第一段階としても、それは初期の段階に過ぎず、「知的財産」意識の原始形態(以下、「知的財産原形意識時代」という。図解1参照)であり、現代法治社会における立法措置及び基本制度の形成に関わる「法律現象」の段階でなかったと考える。しかし、この知的財産原形意識時代があったからこそ「知的財産権」が発展したことを忘れてはならない。その後、第二段階として知的財産権の「法律現象」が出現したのであり、これを、以下、「知的財産権時代」(図解1参照)という。

結論を先にいえば、この「知的財産原形意識」が本質的に「合理的な独占形態」を実現する人間の「欲」であり、知的財産権の立法措置及び基本制度を本格的に形成する基礎になる。言い換えれば、無形財産としてのこの「合理的な独占形態」という本質が「知的財産権」の核心内容であり、やがて知的財産権の「法律現象」時代に入って行くのである。

(二) 法律現象への進展

1474年にヴェネツィアで世界最古の成文特許法関係である発明者条例が公布された。このことから、近代特許制度はヴェネツィアで誕生したとの見解もある¹³。しかし、前記の「知的財産原形意識時代」及び「法律現象」という観点によれば、この条例は、ただの封建「特権」による「近代的権利保護意義」を有す

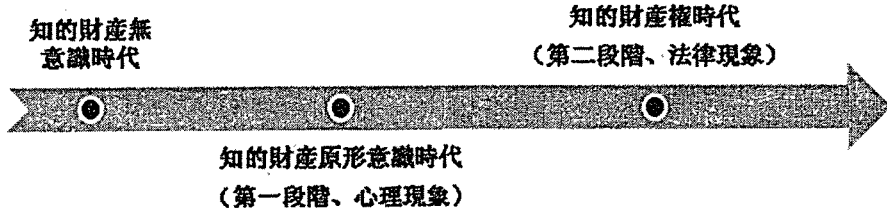


図1

るものに過ぎず、明確な真の意義上の「現代的権利保護理念」による立法産物（特許法）ではないと解される。その後、1624年に至ってヴェネツィア共和国で『専売条例』（The Statute of Monopolies）が公布され、これが世界で最初の知的財産権制度である¹⁴。これによって、今日に至る特許制度の基本的な考え方が明確化されたといえる。言い換えれば、これを契機として「無形」財産に独自の立法措置及び制度設計が正式に発足したのである。

ところで、世界でこの最初の特許制度が公布されたのは、イタリアの著名な物理学者、天文学者及び近代実験科学者のガリレオの功績である。当時、彼がヴェネツィア公に懇願をし「この発明（ポンプ）が私有財産で大量の努力と費用を払ったのだから、他人が勝手に利用してはいけないのだ。そうでないと不適正だ」と主張した¹⁵。このように、明確な意識を持って自己の知的財産を独占しようと強く要求したことによって、初期段階の「心理現象」から、法の秩序を求める「国家又は政府が頼りになり制度を確立して明確で有意に守る成熟段階の『法律現象¹⁶』」まで進展してきたと考えられる。言い換えると、「現象」の本質がステップ・アップしたことが、今日、我々がいう知的財産権が一つの法的権利¹⁷となった象徴である。

以上で明らかになったことは、第一に、このステップ・アップが法律上の存在意味であるため、権利が誕生し発展してきたルートと一致していること、第二に、知的財産権の本質は知的財産の「法律現象」と考えられ、初期段階にいう人の「心理現象」から「法律現

象」へと発展したハイレベルの産物であること、第三に、知的財産権が確実に当時の唯一類型である特許権を始めとして発展してきたことである。

「現象」の本質におけるステップ・アップが「知識」を精神的また無形財産として進展変化の過程を示している。この過程は図1で説明することができる。

これまで論じてきたとおり、知的財産権の誕生が偶然の出来事ではなく、一定的淵源に基づき発展してきたことは明らかである。知的財産権の誕生は、時代の変化また社会発展のニーズに応じ、「現象」本質のステップ・アップ又ハイレベルの産物などと繋がっている。要するに、核心は、知的財産権の誕生によって結局一つの法的権利を確立し合法的な保護効果が果たせるようになったことである。この「法律現象」としての知的財産権の保護は、現実社会において簡単に理解できるのではなく、権利侵害などの紛争を解決し正常秩序を維持するという法的価値に示される。

三、知的財産権発展の類型化

知的財産権の本質は法的権利であるから、法律によって守られている権利を侵害することは許されない。民法上の観点からは他人の権利を侵害することが違法行為であるということである¹⁸。そこで、権利について、学説上の理解によれば、「それが特定利益及び法的力（保護力）」という二要素¹⁹で構成され、特定利益が法によって保護される。この特定利益の実体を、権利における客体と言い、目

的物あるいは対象とも称する²⁰。

(一) 類型化における内在的基礎及び影響

知的財産権は、一種の法的権利であり、その具体的な内容について、「『知識』に関わる特定利益を確定すること」と「法的力がそれを守ること」との二層の意味を含んでいる。まず明らかにしなければならないことは、知的財産権における具体的な客体（目的物あるいは対象）を確定することである。知的財産権における客体といえば、抽象的に解すれば「無形」物、「精神的」物など知的成果であると考えられるが、具体的には、複雑で不確定な要素があるため、客観的で合理的な解釈が出来ないわけである。それ故、理論上は知的財産権という概念も抽象的な理解に過ぎないから統一的な定義を与えることは難しい²¹。

中国の学界では、下記のように知的財産権における概念について、二つの異なる見解が併存している。その一は、「知的財産権とは、自然人また法人は自然人の知的労働で創造した知的成果に対し法にしたがって確認し権利を所有する」と解する見解である²²。その二は、「知的財産権とは、人が自らの創造的な知的成果と商業標記（いわゆる『商標』など）に対し法にしたがってその専有権利を所有する」と解する見解である²³。筆者は、この二つの見解では第一の見解の方がより有力であるとみている。第一の見解は、直接に権利の角度から知的財産権の実質内容を二層化し「権利確認」と「権利所有」とに分ける。第二の見解も直接に権利の角度より展開していくが、「商業標記」を知的財産に含めている点が第一の見解と異なる。筆者は、「商業標記」は「知的成果」と同様レベルで論じるべきではないと考えている。本来、「知的成果」はもっとハイレベルで抽象的な概括であるべきだが、「商業標記」はそれと違った具体的類型化の問題である。言い換えれば、単に「識別用の商業標識も知的成果²⁴」という表面的な認識問題ではなく、「商業標記」は、第一次元という「知的成果」と並び現れるはずはないので、第二次元にある具体的な類型化に

おいて理解すべきである。

上述のような分析及び結論から見れば、知的財産権発展の類型化には、まず一定の理論基礎（すなわち権利論）に基づく内在的要素が存在するといえよう。さらに、この内在的要素が、第一次元（抽象概括）から第二次元（具体類型）へ発展していく。要するに、知的財産権における内在的基礎が理論発展を導く機能を果たしているのである。知的財産権保護の発展史が同時に理論研究の経歴であると見なされ、このような積み重ねが当該理論基礎の形成を導いて逆に知的財産権発展にも影響を及ぼしたといえる。

ところで、知的財産権の内実については、中国のある学者は、「知的財産権における保護対象について全て創造的な知的成果にあるという見解は客観的なものではない」と述べている²⁵が、筆者は、「創造的」とはより幅広く解釈すべきであり「独創性」に過ぎない意味ではなく、「オリジナル制作」と「専有」なども含むと考えている。要するに、それは単なる「新たな創造」という狭義における概括ではなく、これによって、「識別用の商業標識」などと言っても、「譲渡で獲得した場合」においても、この「オリジナル制作」と「専有」などの特徴を有するため、創造的な知的成果に含まれ保護されるべきことになる。したがって、知的財産権についての解釈は、仮にその第一の見解に欠陥があったとしても、「厳密でない」表現上の問題に過ぎないと考えられよう。

いずれにせよ、知的財産権の概念は抽象的なものである²⁶から、知的財産戦略（すなわち、知的財産の創造及びその保護における国家による立法と政策など）の観点からいえば、この抽象的な知的財産権の概念をいかに具体化・類型化するかが知的財産権の発展にとって課題である。逆にいえば、知的財産の戦略目標を着実に執行し達成するためには、知的財産権の概念のさらなる具体的・類型化を図ることが、知的財産権の発展のニーズ（以下、「発展ニーズ」という）となり、知的財産戦

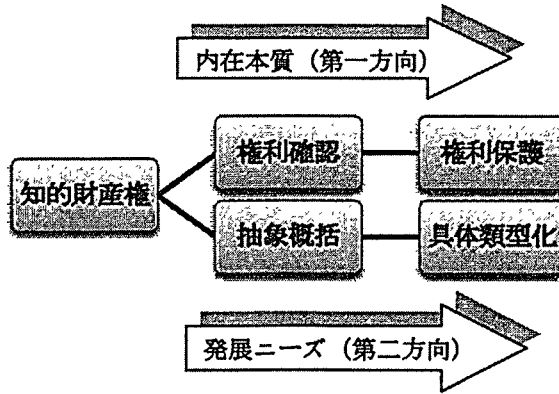


図2 知的財産権保護に関する2つの研究方法

略の目標を達成することになる。

（二）発展の外因的要素による類型化傾向

知的財産権の保護に関する研究の方法として、以下の二つがあると考えられる（図2参照）。

第一方向（内在本質）については既に論じたので、ここでは繰り返すことをせず、以下では第二方向（発展ニーズ）について説明する。

まず、その一の「抽象概括」については、上述のとおり、知的財産権発展史が実質的には知的財産権の理論研究の経歴であるという立場から、これまでの人々及び社会は、知的財産権を保護しようとしたため、理論研究の方式を通じて知的財産権を抽象的に概括し知的財産権における戦略的目標を制定した。これも発展ニーズに順応してきた理論研究上の一つの成果というべきである。その二の「具体類型化」については、知的財産権の発展が類型化に進行することであり、次のように理解する。

「一定の基準又は論理的な構造に基づいて、知的財産権における対象（客体）の共通点と差異点を通じ知的財産権がそれぞれ異なる類型で分けられる²⁷⁾。そこで、各類型にしたがって立法がされ効果的かつ実現可能な保障制度が形成される。そして、巨視的な知的財産権の戦略目標も叶うようになる。このことは、知的財産権発展における順調な進行ルートが

社会発展ニーズに応じている結果であるといえる。したがって、このように、外因的要素という社会発展ニーズに応じて類型化へ発展することが、真の意義上の法律現象における「知的財産権」を形成する意味である。

国際的な視野に立てば、実際は1883年の『工業所有権の保護に関するパリ条約』（以下『パリ条約』という）が締結された時から、知的財産権の類型化が始まったと考える。当該条約は、まず「著作権」と「工業所有権」に分類して、その後、「工業所有権」から「特許権」、「商標権」及び「不正競争の防止」が分けられた²⁸⁾。『パリ条約』は、知的財産権保護における国際秩序及び原則を定めており、国際社会発展ニーズ²⁹⁾によって生み出されたものである。ところで、国際条約は、一定の国際範囲において自らの基本機能を通じて主導地位を占め³⁰⁾、国際上の立法方向も確定する³¹⁾。この意味で、『パリ条約』が知的財産権の分類に言及したことは知的財産権発展を導き類型化への進行方向を確定したことを示している。逆に、知的財産権発展における類型化も知的財産という特定領域において発展しなければならないというニーズであるといえよう。これは上記知的財産権に関わる「発展ニーズ」（第二方向）の問題である。

その後、それぞれの知的財産権に関する国際条約が発展ニーズに応じて続々と締結された。例えば、『文学的及び美術的著作物の

保護に関するベルヌ条約』（通称ベルヌ条約。1886年に採択され、著作権に関する基本条約である）、『標章の国際登録に関するマドリッド協定』（1891年。マドリッド協定）、『万国著作権条約』（1952年、ジュネーブで採択され、主要な著作権保護条約のうちの一つ）、『特許協力条約』（1970年、ワシントンで作成され）と『商標登録条約』（1973年）、『標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書』（1989年。略称：マドリッド協定議定書、マドリッド・プロトコル、マドプロ）などである³²。これらの国際条約は、知的財産権発展においてより明確で具体的に類型化されたそれぞれ規定を定めている。

特に、1967年7月にスウェーデンのストックホルムで署名された『世界知的所有権機関を設立する条約』に基づき、「世界知的所有権機関」（World Intellectual Property Organization, WIPO）という国際機関が創設された。当該条約第2条「定義」において、「この条約適用上 … (viii)『知的所有権』とは、文芸、美術及び學術の著作物、実演家の実演、レコード及び放送、人間の活動のすべての分野における発明、科学的発見、意匠、商標、サービス・マーク及び商号その他の商業上の表示、不正競争に対する保護、に関する権利並びに産業、學術、文芸又は美術の分野における知的活動から生ずる他のすべての権利をいう」と規定された³³。規定の詳細内容から見れば、これは、「知的財産権」についての定義であり、幅広く知的財産権を類型化して分類している。

以上に紹介した各国際条約を巡って検討すれば、少なくとも以下の三つに整理することができる。すなわち、その一は、知的財産権発展において本格的な類型化を始めたのは『パリ条約』であること。その二は、このように、知的財産権種類に関わるそれぞれの国際条約を次々と締結してきた歴史的な淵源及び道筋が知的財産権の発展の類型化を実証したこと。その三、「著作権」、「特許権」及び「商標権」が知的（無形）財産における権利としての三大類型（三大基本制度³⁴）であること

を明らかにしたことである。

以上のとおり、知的財産権の類型化が進んだ結果、知的財産権における保護の対象が明確になって実効性が上がるようになり、同時に、知的財産権に関わる立法目的及び趣旨が明らかにされ、これによって知的財産権健全な制度設計が可能になったのである。

むすび

本研究は、筆者の独自見解を通じて「知的財産権」における理論的基礎をさらに展開し、研究方法として、この類型化の発展という本質などを論じたものである。

なお、我々人類社会がハイテク、高度情報化及び国際化へと発展してきたことから、実務上、知的財産権の問題もますます複雑になってきている。知的財産権には占有・譲渡・使用などに関わるトラブルが生じうるが、知的財産権における権利論という内在本質からすれば、このような紛争は権利の問題であり、問題解決のためには、訴訟だけでなく仲裁のようなADR方法を最大限活用することも視野に入れるべきである。また、同一事例において「商標」、「特許」及び「著作」における権利が相互に関わっている場合、例えば「商標」における著作権問題、「特許」における著作権問題と「商標」における「特許」問題など、知的財産権の各類型が交叉する場合など、このような問題について、単なる民事分野に関連することであるのか、これらの紛争に対して仲裁制度がどのような役割を果たすことができるのかなどの問題について、今後、知的財産権の基礎理論に基づいて研究していきたい。

註

- 1 世界貿易機関（World Trade Organization, WTO）において、三つの理事会が設置されている、すなわち「物品の貿易に関する理事会（Council for Trade in Goods）」、「サービスの貿易に関する理事会（Council

- for Trade in Services)」及び「知的所有権の貿易関連の側面に関する理事会 (Council for Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights, TRIPS 理事会)」がある。知的財産権に関して、TRIPS 理事会以外にも、WTO が直接に管轄している常設機関において「知的財産権と投資部」という知的財産関係部門が設置してある。従って、知的財産権が国際貿易における不可欠の一分野であり、その他の二分野と合わせて三大柱として WTO を支えている。李順徳『知的財産権概論』(知的財産権管理系列教材) 2006 年 (北京) 知的財産権出版社 65 頁。
- 2 曹新明、張建華 (主編)『知的財産権法典化問題の研究』(知的財産権制度変革と発展の叢書) 2010 年 北京大学出版社 176 頁。
 - 3 「知的財産権について定義することはかなり困難なことであり、学術上は、知的財産権に包括されている各権利の範囲から解釈することが多い」と指摘されている。前掲注 1・李順徳 4 頁。
 - 4 中国国務院法制局 (編)『新編中華人民共和國常用法律法規全書』2010 年 (北京) 中国法制出版社 (目次) 2-3 頁参照。
 - 5 研究成果としては本論文を『2011 年 STRAITS LAW FORUM--- 知識財産権保護法律制度比較研究論文集』に発表した。
 - 6 前掲注 1・李順徳 11 頁。
 - 7 ここに言う「現代知識」とは、「先人また他人の事物に対しての認識及び経験に基づき、自身が探索更にイノベーションしたものであって、伝統知識における安定な特徴を持ちながら、ダイナミック及び日進月歩の体系も揃っている、すなわち、静態と動態を統一に納める知識体系である。大体は新学科、新技術、新意匠<設計・創意・構想など>、新発明、新方式、新思想と新観点などとして姿をはっきり現すことになる」。馬先征『知的財産権戦略研究』(知的財産権戦略叢書) 2008 年 (北京) 知的財産権出版社 2 頁。
 - 8 一般的に理解すれば、人間の本性 (Human Nature) とは、人間が本来もっている性質で普遍的に持つ思考、感覚、行動などを指す意味である。
 - 9 人の心理現象とは、「人が様々な感情によって活動を通じて自らの其々ニーズにこたえる、そして、その結果は周囲環境に自己意志の痕跡が残ってしまう」。中国教育部 (省) 人事司 (課) (組編)『高等教育心理学』(高等学校<大学>教師のプレ職業訓練教材) 1999 年 (北京) 高等教育出版社 2 頁。
 - 10 影響力より代表的な時代を示すと、封建社会の中初期が 16 世紀以前と見なし、16 世紀以降 (—17 世紀早期) は、西欧において中世の封建制社会が解体し始める一方、まだ近代の資本主義社会が確立してなく過渡期がそれである。今井広『絶対君主の時代』(世界の歴史 13) 1996 年版 河出書房新社 16 頁。
 - 11 高栄林「知的財産権の立法本位について」・『知的財産権法研究』(第 8 卷) (王立民・黄武双<主編>) 2011 年 北京大学出版社 208 頁。
 - 12 前掲注 7・馬先征 24 頁。
 - 13 前掲注 1・李順徳 21 頁。
 - 14 前掲注 7・馬先征 13 頁。
 - 15 鄭友徳 (主編)『知的財産法 (第二版)』(全国成人高等教育法学規範教材) 2009 年 (北京) 高等教育出版社 2 頁。
 - 16 1624 年より、知的財産権は法律現象として既に 370 年以上を経て成長してきた。前掲注 7・馬先征 13 頁。
 - 17 知的財産権における「現象」の本質がステップ・アップしたため、知的財産権は一種の法律権利として確立された。私見によると、このような因果関係があるため、権利の角度より知的財産権の定義を述べるには更に理解しやすく賛成することができた。
 - 18 我妻栄『民法』(第六版) 1997 年 勁草書房 237 頁。
 - 19 二要素に対して、日本の場合、例えば、「権利の意味を一般的に述べることは極めて難しい」と指摘され、「一定の社会集団において、イ. 利益或いは価値と観念される事態の存在、ロ. その利益或いは価値の配分を巡っ

- て紛争が生じた場合には、紛争当事者以外の者の判定によって紛争が解決されなければならないという社会的要請及び社会的期待の存在、ハ. その判定が、正当性をもつ客観的な基準にのっとって行われる」という観念の存在で三つ要素として成立すると相当複雑に考えられている。金子広ほか（編集代表）『法律学小辞典』（第3版）1999年有斐閣 298頁。私見によれば、二要素であれ三要素であれ、いずれにせよ、実質上は両者における差異がなく、前者が権利という正当性が前提とされ法によって守られる意味をし、後者も一定範囲内の利益或いは価値を巡る紛争の解決において客観的な基準を通じて正当性を保つという観念である。
- 20 前掲注15・鄭友徳 4頁。
- 21 知的財産権については、其々の解釈がある。例えば、財務関係者による理解が商業の暖簾（goodwill）、非特許と土地使用権等へ拡大する、企業管理者による理解がカギとなる知識及び技術、イノベーション投資と革新文化などを及ぼす、科学技術者による理解が技術革新と緊密に結び付ける。しかし、法律上は今さえまだ成熟な結論が出ていない。前掲注15・鄭友徳 3頁。
- 22 前掲注1・李順徳 3頁。
- 23 張玉敏（主編）『中国とEUの知的財産法比較研究』2005年（北京）法律出版社 2頁。
- 24 鄭成思（中国学者）の意見によれば、識別用の商業標識も創造的な知的成果であるため、第二見解が否定されるべきである。前掲注23・張玉敏 3頁。
- 25 前掲注23・張玉敏 3頁。
- 26 知的財産権の抽象的概括について、学説上は「知的成果説」、「知的産品説」と「情報説」などが唱えられている。中国では「知的成果説」が主流説と見なされる。前掲注15・鄭友徳 5頁。私見によると、「知的成果説」は主流説であるにも拘らず、その本質から見ても「知識」が人間「知恵」の集まりで人間の知恵に基づきできた商標などを含むので、それに単なる字面でも他の二説より
- 普遍性と合理性などを所持しているというべきである。
- 27 前掲注15・鄭友徳 6頁。
- 28 同上。
- 29 国際条約は、一定範囲内の国際社会発展に特定ニーズによって誕生したものであり、その旨は、一定範囲において国際社会の特定秩序及び原則を確立し維持することにある。
- 30 国際条約の「主導地位」というのは、一定範囲内の国際社会において特定法律問題を処理する秩序及び原則とし憲法によってその効力が内国法より優先的に適用されることである。例えば、日本の場合、憲法98条2項。
- 31 「国際上の立法方向も確定する」というのは、国際条約が各国の立法上へ導き及び参考の一定な影響を及ぼすことである。例えば、中国民法通則第5章第3「知的財産権」第94 - 97条には、基本的に「著作権」、「特許権」、「商標権」、「発見権」、「発明権」及び「その他の科学技術成果権」への類型に分けられている。前掲注4・中国國務院法制局 2 - 8頁。実は、「発明権」が「特許権」と緊密に繋がっているため、行政上の保護という視点から見れば、権利所有者が有効な保護手段を取ると、法に従いそれを「特許」として登録し権利の所有を明確化にすることは一般的な考え方である。これはいわゆる「特許発明」と呼ばれる（日本「特許法」第2条2項参照）。ところが、中国において発明、「発見」及び「その他の科学技術成果」は、申請手続きに従って「特許授与」以外の証書（例えば「発見証書」、発明などの「榮譽証書」）、賞金また他の奨励を貰うことができる（中国「民法通則」第97条参照）。
- 32 前掲注7・馬先征 26頁。
- 33 前掲注15・鄭友徳 6頁。
- 34 趙林青『知的財産権の利用と保護及び法律規制—陝西省を視点とする』2008年（北京）知的財産権出版社 35頁。